

## マイナポータル入力上の留意点について

### ○ログイン時

- ・マイナンバーカードをスマートフォンに搭載している場合、Face ID（顔認証）や Touch ID ではログインできません。実物のマイナンバーカードを使用してログインしてください。

### ○保険医・保険薬剤師の項目の探し方

- ・証明書の右側にある「すべて見る」→「国家資格」→「保険医」または「保険薬剤師」の順に選択してください。

### ○新規登録を紙で申請していて、今回初めてマイナポータルにより申請・届出を行う場合

- ・マイナポータル上で「**初期設定**」を行ってください。
- ・「あなたの登録状況を選択してください」の画面では、「資格管理団体へ登録している」を選択してください。

### ○手続きの提出先

- ・新規登録：**勤務先**の住所地を管轄する事務所（埼玉県は指導監査課）  
※勤務していない場合のみ、自宅の住所地を管轄する事務所（埼玉県は指導監査課）
- ・新規登録以外：保険医又は保険薬剤師が登録を行った都県を管轄する事務所（登録票に記載している記号から管轄する事務所がわかります。茨：茨城事務所／栃：栃木事務所／群：群馬事務所／玉：指導監査課（埼玉県）／千：千葉事務所／東：東京事務所／神：神奈川事務所／新：新潟事務所／梨：山梨事務所／長：長野事務所）  
※管轄変更は**変更前**の事務所

### ○申請情報

- ・医師・歯科医師（勤務している場合）  
「健康保険の診療・調剤に従事する病院・診療所」または「従事する保険医療機関」の名称／担当診療科名／郵便番号／所在地／電話番号を**必ず入力**してください。
- ・薬剤師（勤務している場合）

「健康保険の診療・調剤に従事する薬局」または「従事する保険薬局」の名称／郵便番号／所在地／電話番号を**必ず入力**してください。

※病院、診療所など保険薬局以外に勤務する場合は、**保険薬剤師の登録は不要**です。

- ・「健康保険法第 71 条第 2 項第 1 号から第 3 号のいずれか（登録欠落事由）に該当」は、登録欠落事由を確認の上、通常は「無」を選択してください。
- ・管轄変更届については、「変更後」の勤務先・住所を**先**に入力してください。

○初期設定時の医籍・薬剤師名簿の番号登録方法

- ・医師の場合：「**医籍-12345678**」
- ・歯科医師の場合：「**歯科医籍-12345678**」
- ・薬剤師の場合：「**薬剤師名簿-12345678**」

○保険医・保険薬剤師登録票を紛失している場合

- ・登録票を紛失している場合は、署名の後にある「その他（備考欄）」に「登録票紛失」と入力してください。
- ・記号及び番号が不明の場合は、各都県事務所等にお問い合わせください。
- ・初期設定を行う際に登録票を紛失している場合は、事前に登録票の再交付を受けてから初期設定の手続きを行ってください。